

日本規格協会（JSA）の 認定機関体制及び 産業標準作成委員会運営



2023年11月

一般財団法人 日本規格協会

目 次

1. JIS法の改正概要

2. 認定機関の体制

3. 産業標準作成委員会の運営

1-1. 背景

<工業標準化法>

- 鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献。標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動との位置づけ。

<標準を取り巻く環境の変化>

- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、国際市場を獲得する手段として標準を活用。
- さらに近年では、サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第4次産業革命の進展に伴い業種横断的な標準化が進行。

グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、環境変化に対応した制度設計が必要に。

1-2. 改正のポイント（全体）

- 工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 今般、①JISの対象拡大・名称変更、②JIS制定の民間主導による迅速化、③認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰則の強化などの措置を講ずる。

【改正事項】

① JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改めた。

② JIS制定の民間主導による迅速化

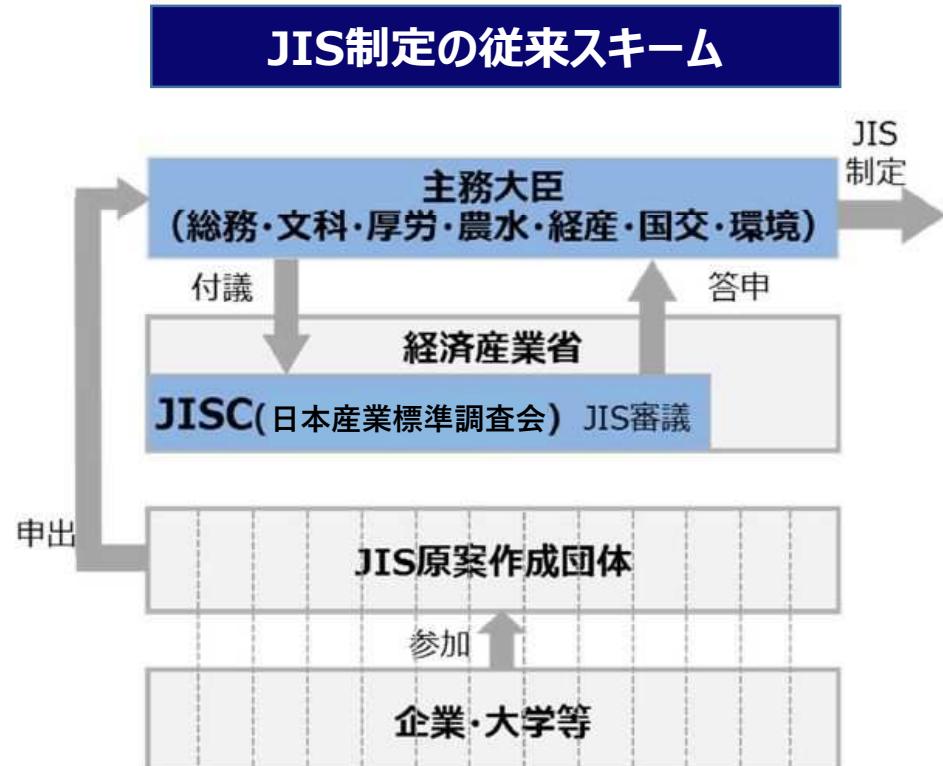
一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加した。

③ 罰則の強化

認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げた（改正前は自然人と同額の上限100万円）。

④ 國際標準化の促進

法的に国際標準化の促進を追加した。
産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備した。



1-2. 改正のポイント①JISの対象拡大・名称変更

- 国際標準の範囲に合わせ、JISの対象（JISマーク認証を含む。）にデータ、サービス分野を加えた。それに伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律名を「産業標準化法」に改めた。
※英語名称「JIS(Japanese Industrial Standards)」は継続。

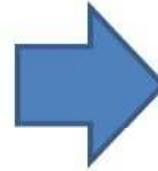
国際標準の範囲 (ISO/IEC)



工業標準化法

改正前のJISの範囲

鉱工業分野のみを対象



改正後のJISの範囲

鉱工業分野にデータ、サービス分野を加えた
(経営管理を含む)

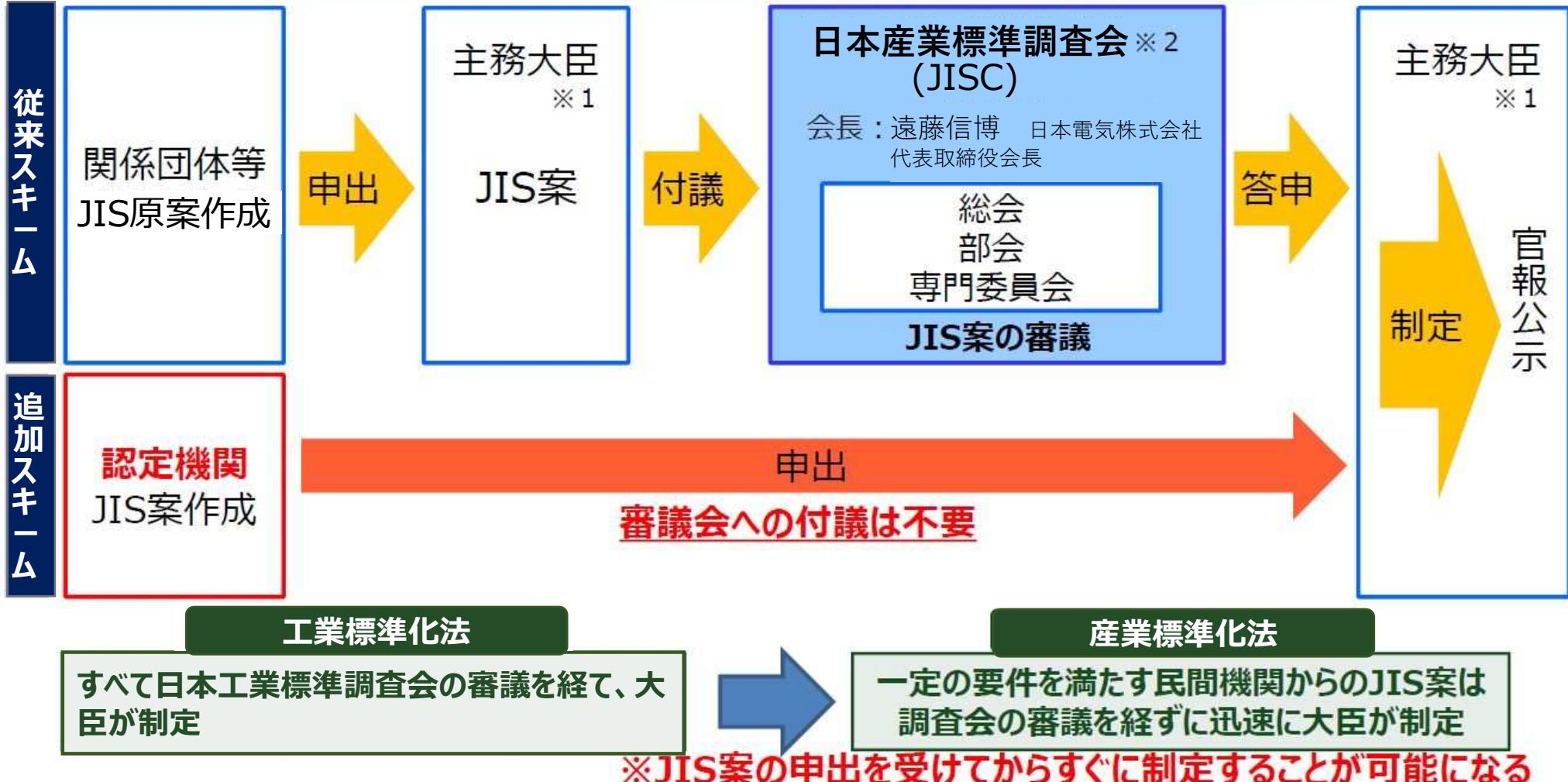
<想定例>

データ： スマート工場向けの
ビックデータの仕様
サービス： 小口保冷配送サービス
の内容

※これに伴い主務大臣は、サービス業等の所管大臣まで拡大
Copyright 2023 JSA GROUP. All Rights Reserved.

1-2. 改正のポイント②JIS制定の民間主導による迅速化

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加した。



※1 改正前：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省
改正後：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。
産業標準化第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。

1-2. 改正のポイント③罰則の強化

- 国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化した。

従来制度における罰則の概要

<罰則の対象>

- ・認証を取得していない事業者が、
JISマークを表示した場合
 - ・認証取得事業者が、報告徴収及び
立入検査に基づく、主務大臣による表
示の除去・抹消又は販売停止の命令
に違反した場合
- 等

<罰則の水準>

行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
法人：100万円以下の罰金

【参考】

日本農林規格等に関する法律（JAS法）※平成30年4月施行

<罰則の対象>

- ・認証を取得していない事業者が、
格付又は適合の表示を行った場合
 - ・認証取得事業者が、農水大臣による、格
付又は適合の表示の除去又は抹消の命令
に違反した場合
- 等

<罰則の水準>

行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金（法人重科）

工業標準化法

法人に対する罰則の水準が
同様の罰則を持つ他法と比較して低い

産業標準化法

法人重科を導入し、上限1億円の罰金刑とする



※他法と同様の水準で抑止力を効かせることが可能になる

1-2. 改正のポイント④国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加し、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研、大学及び事業者の努力義務規定を整備した。

法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。



目 次

1. JIS法の改正概要

2. 認定機関の体制

3. 産業標準作成委員会の運営

2-1. 認定機関に関する法令等

1. 法律

- ① 産業標準化法（昭和24年法律第185号）

2. 政令（主なもの）

- ① 産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令（平成12年政令第 296号）
- ② 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令（昭和55年政令 第266号）

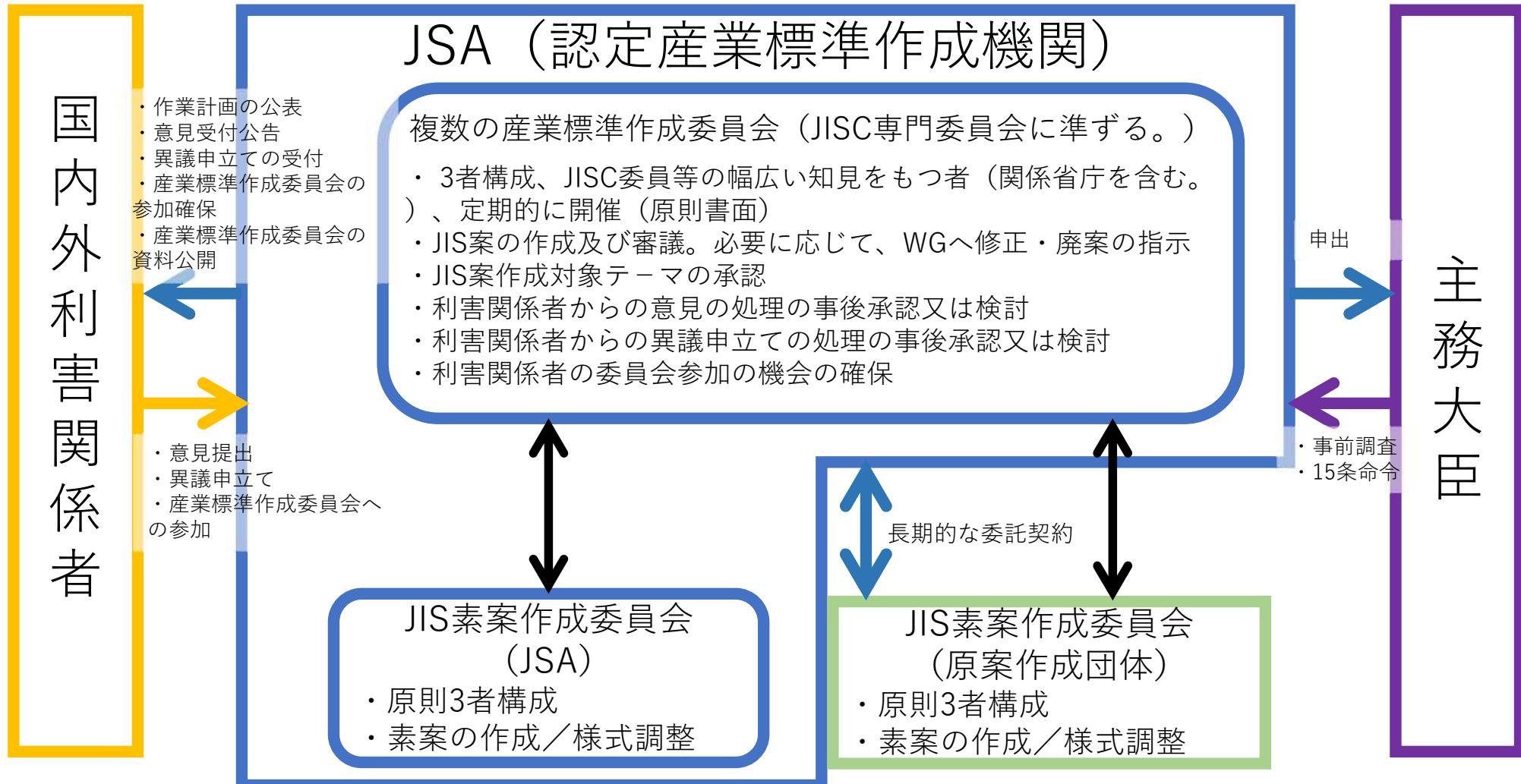
3. 省令

- ① 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）

4. ガイドライン

- ① 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関するガイドライン

2-2. JSAの認定産業標準作成機関体制



2-3. 認定範囲及び産業標準作成委員会



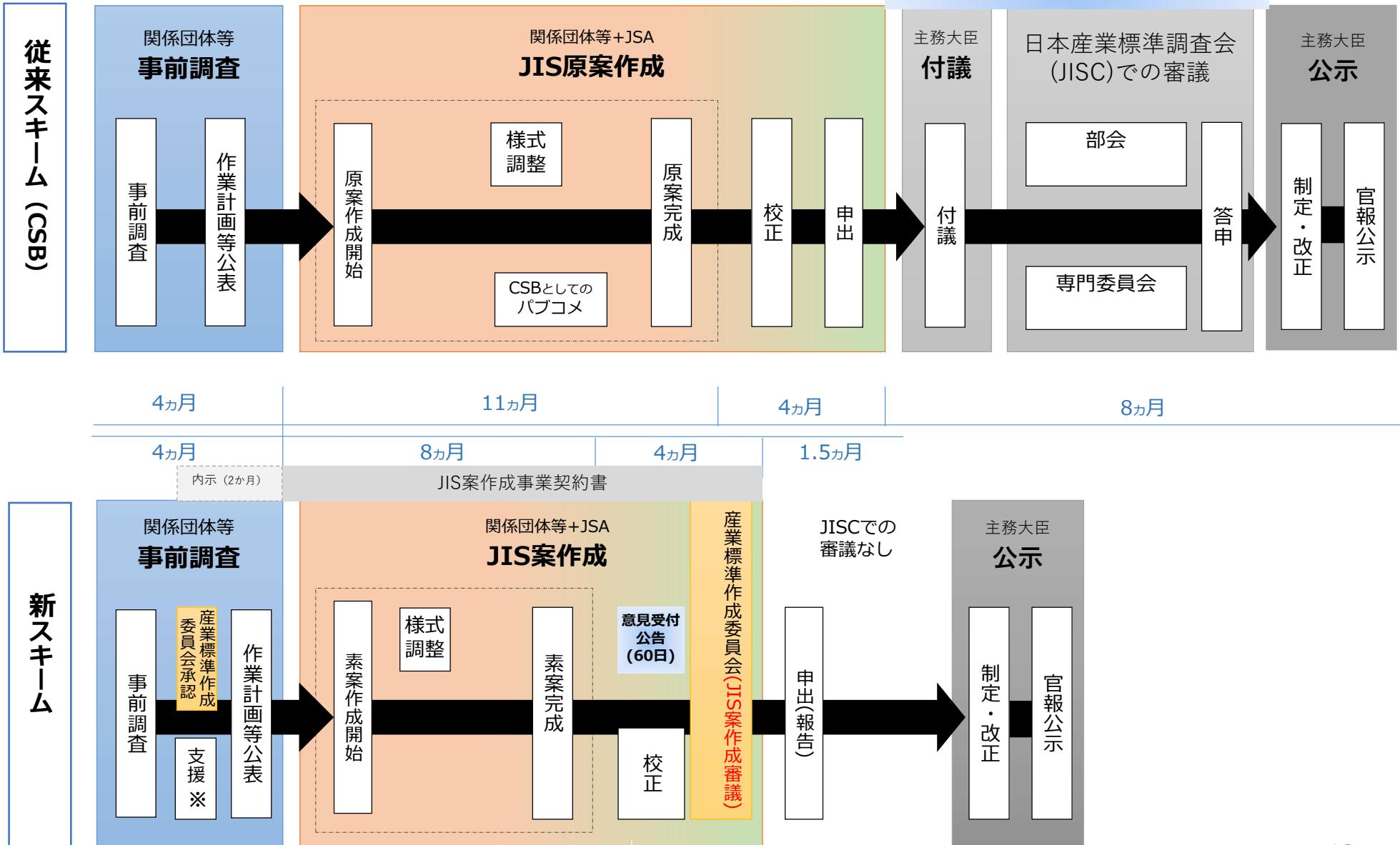
JSAの認定範囲は、基本、計測計量、適合性評価、管理システム規格、電気、電子、情報、機械要素、化学分野の産業標準作成委員会が所掌する部門記号B、C、D、H、K、Q、R、T、X、Zの業務の範囲（計2200件）

産業標準作成委員会名	所掌する業務の範囲
基本分野	B（一般機械）、X（情報処理）、Z（その他）の一部
計測計量分野	B（一般機械）、K（化学）、R（窯業）、Z（その他）の一部
適合性評価分野	Q（管理システム）の適合性評価に関わる分野
管理システム規格分野	Q（管理システム）の管理システム規格に関わる分野
電気分野	B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、D（自動車）、H（非鉄金属）、T（医療安全用具）、Z（その他）の一部
電子分野	C（電子機器及び電気機械）の一部
情報分野	B（一般機械）、X（情報処理）
機械要素分野	B（一般機械）の一部
化学分野	K（化学）、Z（その他）の一部

※ 上記のアルファベット及び括弧書きは、JIS部門記号及びその名称を示す。

2-4. JIS作成の迅速化

JIS策定プロセス



目 次

- 1. JIS法の改正概要**
- 2. 認定機関の体制**
- 3. 産業標準作成委員会の運営**

3-1. 産業標準作成委員会の定足数など

JSA産業標準作成委員会規程から抜粋：

(会議の開催)

第12条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、委員の半数以上が委員会の開催を求めたときは委員会を開催しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 4 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、代理人を出席させるか、又は予め通知された事項について、書面をもって表決権行使することができる。
- 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に事務局に提出しなければならない。
- 6 前2項の規定により表決権行使する委員は、委員会の出席者とみなすものとする。
- 7 委員会の開催は、Web等の電子的手段で行うことができる。

(会議の議決)

第13条 委員会の議事は、参加した委員の過半数で決し、可否同数の場合には、委員長が決するところによる。

(通信による投票)

第14条 委員長は、通信による投票で作成・審議を行うことができる。

- 2 委員は定められた期間内に、その投票権行使できる。
- 3 通信による投票は、事務局が定めた日、又はそれ以前の全ての投票が事務局に届いた日をもって締切とする。
- 4 通信による投票結果は、投票が終了するまでは、委員に対しても公開してはならない。
- 5 事務局は、投票の締切後速やかに、投票結果を委員及び他の関係者に報告する。

3-2. 産業標準作成委員会の委員長互選

JSA産業標準作成委員会規程から抜粋：

(委員長等)

第6条 委員会に委員長、及び必要に応じて副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により決定するものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその事務を代行する。

3-3. 産業標準作成委員会に求められる公正性



JIS案について公正性を確保する観点から、委員には、次の事項をお願いします。

- ①公正性に関する誓約書のご提出【就任手続きの際に受領済】
- ②中立委員や使用者委員は、対象となるJIS案（直接商取引に関係のないものを除く。）によって利益相反を起こす可能性もあるため、該当する場合は、事務局へ申告していただきます。必要に応じて議決権の行使の制限等をさせていただきますが、議題に関する意見提出は妨げません。また、開催のたびに確認し、該当する場合は議事録にその事実を記録します。

ケース1 中立者委員である学識経験者（大学・研究機関等の委員）が、当該JIS案に関する鉱工業品等の生産又は役務の提供を行う企業等から研究開発の委託を受けている、当該企業に所属しているなど、生産者（役務提供者）の立場もある場合。

ケース2 使用者委員であるが、自身の所属する部署が当該JIS案に関する鉱工業品等の生産又は役務の提供も行っていて、生産者（役務提供者）の立場もある場合。

3-4. 産業標準作成委員会に求められる公開性及び 守秘義務

公開性

(1) 傍聴参加

JSA Webdeskで開催案内を事前に掲載し、傍聴参加を受け付けます（対面審議に限る）。

(2) 委員会公開

産業標準作成委員会は、原則公開です。ただし、JIS案の作成・審議において委員及び関係者からの技術及び営業に関する秘密情報について、非公開要望の申出があり、産業標準作成委員会の了承を得た場合はこの限りではありません。

(3) 資料公表

産業標準作成委員会後、遅滞なく委員会資料及び議事録をJSAホームページで公表します。

ただし、産業標準作成委員会において非公開とすることが議決された資料を除きます。なお、議事録には、原則として、発言者又は書面審議のコメント提出者の氏名を記載いたします。

※ 委員名簿の以下の扱いに同意いただく。：

①JSAホームページに公表、②主務大臣に対する申出資料に添付、③JISの規格票に掲載

守秘義務

- (1) 産業標準作成委員会に関係する全ての者（委員を含む。以下「関係者」という。）は、その活動上知り得た、関係組織、技術及び営業に関する秘密情報に関して、当該委員会の活動中、及び活動終了後においても、JSAの許可なく、発表、公開、漏洩、利用してはなりません
- (2) 関係者は、個人情報の取扱いに細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしてはなりません。

3-4. 産業標準作成委員会に求められる公開性及び 守秘義務

JSA産業標準作成委員会規程から抜粋：

(委員会の公開)

第16条 委員会は、原則公開とする。ただし、JIS案の作成・審議において委員及び関係者からの技術及び営業に関する秘密情報について、非公開要望の申出があり、委員会の了承を得た場合はこの限りではない。

なお、委員会への開催に関する周知は、認定機関JIS案作成規程第10条の規定によって事前に行うものとする。

2 事務局は、委員会開催後、委員の了承を得た上で、遅滞なく、委員会資料（JIS案を含む。）及び議事録（前項の規定により、委員会において非公開とすることが議決された資料を除く。）について、ホームページで公表するものとする。

(守秘義務)

第21条 委員会に関係する全ての者（委員を含む。以下「関係者」という。）は、その活動上知り得た、関係組織、技術及び営業に関する秘密情報に関して、当該委員会の活動中、及び活動終了後においても、JSAの許可なく、発表、公開、漏洩、利用してはならない。

2 関係者は、個人情報の取扱いに細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしてはならない。

3-5. 産業標準作成委員会の審議事項

1. JIS案の制定等（改正、確認及び廃止を含む。）の計画の審議及びJIS素案作成委員会（以下、WG）の設置、解散等。
2. JIS案等の制定、改正、確認及び廃止に関する作成・審議。必要に応じて、WGへ修正・廃案の指示。
※ JIS案の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容については、産業標準作成委員会事務局に一任するものとし、原則審議の対象とはしないものとする。
3. JISの見直しに関する審議
4. JIS案に対する意見陳述、異議申立て、意見受付公告の意見に関する審議
※ 利害関係者の委員会の参加の機会の対応を含む。
5. 2.～4.に基づき、必要に応じて、JIS案の技術的内容の変更。

3-5.産業標準作成委員会の審議事項

1. JIS案の制定等の計画の審議

(改正、確認及び廃止を含む。)

(1) 目的

今後、制定、改正又は廃止を予定しているJIS案の計画のご承認をいただきます。主務大臣の事前調査、及び事務局にて事前に要件（次ページ）への適合を確認したJIS案の計画を、産業標準作成委員会に諮るものです。

また、JIS素案の審議を行うWGの設置も、併せてご承認をいただきます。

(2) 方法

JIS案の必要性及び期待効果、WG（JIS素案作成者）をご確認の上、計画としての承認をいただきます。

※ JISの見直しに基づく確認及び廃止の計画の審議は、3-8. によります。

【用語説明】

JIS案： 産業標準作成委員会が作成する案

JIS素案： WGが作成する案

3-5.産業標準作成委員会の審議事項

1. JIS案の制定等の計画の審議（続き）

○JIS案の作成開始要件（参考）

次の基準を満たしていること。

ただし、選定基準4及び選定基準5は、どちらか一方が該当していること。

選定基準	内容
(1) 選定基準 1	JIS法第2条（定義）第1号から第15号までに掲げる産業標準化の対象とする事項のいずれかに該当していること。
(2) 選定基準 2	JIS法第1条（法律の目的）に掲げる目的に適合すること。
(3) 選定基準 3	「JISCガイドライン」の別紙1に定める産業標準化の利点があると認める場合のいずれかに該当し、かつ産業標準化の欠点があると認められる場合のいずれにも該当しないこと。
(4) 選定基準 4	「JISCガイドライン」の別紙2に定める国が主体的に取り組む分野の判断基準に適合していること。
(5) 選定基準 5	(4)に適合していない場合は、「JISCガイドライン」の別紙3に定める市場適合性に関する判断基準に適合していること。

※「JISCガイドライン」とは、平成30年11月28日付け改正日本工業標準調査会第一部会・第二部会議決の「産業標準案等審議・審査ガイドライン」をいう。

3-5.産業標準作成委員会の審議事項

2. JIS案の制定等に関する作成・審議

(改正、確認及び廃止を含む。)



(1) 目的

JSA内で意見受付公告及び校正等を行い、JIS案の必要要件（次ページ）を満たしていると判断したJIS案を対象に、JIS案の作成、及び必要要件への適合のご審議をいただきます。

必要な場合は、JIS案の技術的内容の変更又は廃案を、WGに指示いただきます。

(2) 方法

作成経過報告書案に基づき、JIS案の概要及び審議経過によって、JIS案の必要要件を満たしていることを確認します。

JIS案の作成を行い、必要に応じて、JIS案の技術的内容の変更を行います（WGへの修正指示、差戻しを含む。）。

※JIS案の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容については、事務局一任で、原則審議の対象とはしません。

※利害の衝突があると認められる場合は、少数の意見にも配慮して合意の形成に努めていただきます。

※廃止の場合は、JIS素案及びJIS案はありません。

※JISの見直しに基づく確認及び廃止の計画の審議は、3-8. によります。

○ JIS案の作成・審議の必要要件

1. 必要要件①

「JISCガイドライン」における、次の事項に適合していること。

- (1) 国家標準とすることの妥当性の判断基準
- (2) 国が主題的に取り組む分野の判断基準
- (3) 市場適合性に関する判断基準

2. 必要要件②

次の事項を確保すること。

- (1) 「経産省マニュアル」の別添「JISと国際規格との整合化について」に基づく国際規格との整合化及び海外規格の動向
- (2) 強制法規・公共調達基準との調和
- (3) 既存JISとの重複規定の防止
- (4) 国の標準化政策への適合
- (5) 書面及び電子メールにより意見等を提出した者との合意の形成
- (6) 担保、保証など購入者と販売者間の商取引条件に関する事項を規定又は記載しないこと。

※「JISCガイドライン」とは、平成30年11月28日付け改正日本工業標準調査会第一部会・第二部会議決の「産業標準案等審議・審査ガイドライン」をいう。

※「経産省マニュアル」とは、令和元年7月付け経済産業省産業技術環境局産業標準調査室作成の「JIS等原案作成マニュアル」をいう。

○ JIS案の作成・審議の必要要件（続き）

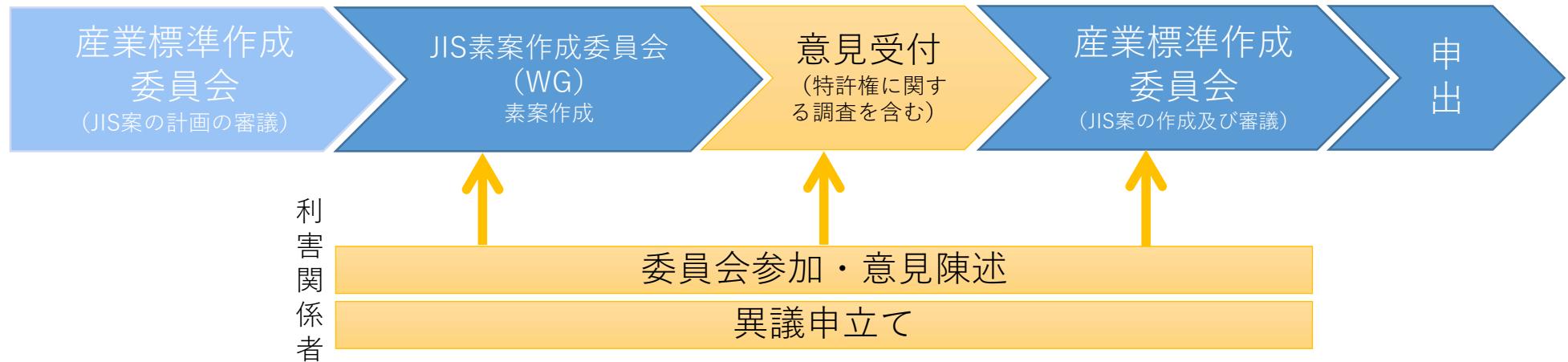
3. 必要要件③（該当する場合に限る。）

当該JIS案がJISとして制定等された際に、その普及及び技術的内容の実施に当たって支障が生じないよう次によって特許権者等との合意を取り付けること。

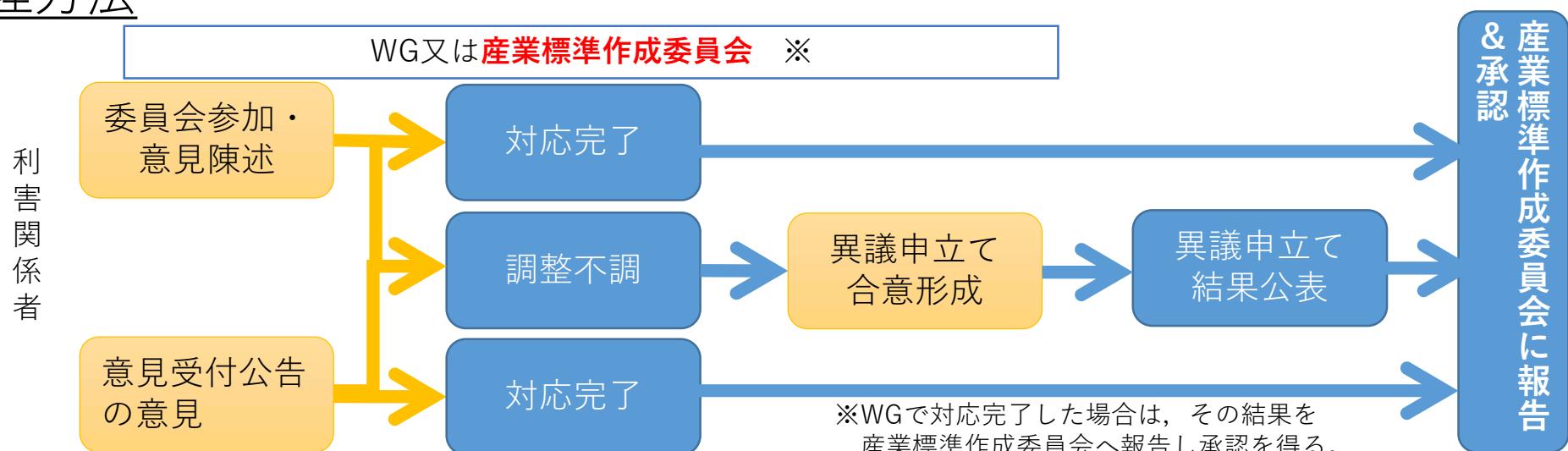
- (1) 「経産省マニュアル」に基づき、作成するJISに関する特許権等について非差別的かつ合理的条件で通常実施権を許諾する旨の声明書
- (2) 海外規格等を基礎として用いる場合は又は海外規格等の一部を転載する場合は、JISの制定等（改正を含む。）後におけるJISの普及及び改正のための翻案に支障の生じない条件での著作権の使用に関する確認書

3-6. 意見陳述、異議申立て、意見受付公告の意見に関する審議

JIS案進捗



処理方法



3-6. 意見陳述、異議申立て、意見受付公告の意見に関する審議

1. 意見陳述、異議申立て

- ① 産業標準作成委員会又はWGで意見陳述について対応いただきます。
- ② 意見の内容が軽微な場合は、JSA事務局で事前に対応します。
- ③ ①をWGで対応した場合であったり、②の場合は、処理概要（経過及びJIS案への採択の有無、採択した場合の案の修正内容等）について産業標準作成委員会のご承認をいただきます。
- ④ ①又は②の結果、異議申立てに発展した場合は、産業標準作成委員会は異議申立て者及びWG側（以下「当事者」という。）、並びに必要に応じて当事者以外の専門的知見を有する者から事情を聴取し、当事者間の合意の形成を図っていただきます。必要に応じて、JIS案の技術的内容の変更（WGに対する変更指示を含む。）を行っていただきます。なお、異議申立ての内容が軽微な場合は、②及び③の対応となります。

2. 意見受付

- ① 原則、提出された意見をWGで検討し対応いただきます。
- ② 意見の内容が軽微な場合は、JSA事務局で事前に対応します。
- ③ ①又は②の後、処理概要（経過及びJIS案への採択の有無、採択した場合の案の修正内容等）について産業標準作成委員会のご承認をいただきます。
- ④ ①又は②の結果、異議申立てに発展した場合は、1. ④へ。

3-7. JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ

参考
(2023年度)

2023年
6月中旬～9月下旬 10月～11月中旬

JSA自身のWG又は素案作成団体への
見直し調査

見直し対象JISの公示予定を精査
(METI, 利害関係者との調整)

11月下旬～12月中旬

JIS見直しの審議
JIS確認の申出に係る審議
JIS廃止の申出に係る審議

12月下旬

JIS案作成予定一覧表の公表（確認・廃止）
異議申立て受付の開始（確認・廃止）
意見受付の開始（廃止）

2024年
2月下旬

JIS確認の申出
JSA

METI審査・
JISC部会報告
METI/JISC

6月

JIS確認の公示
METI

2024年
7～8月

JIS廃止の申出
METI

8月

9月

JIS廃止の公示

3-7. JISの見直しに関する審議



(2) JIS見直しの審議について

目的：次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について（続き）

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について（続き）

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。

- ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
- ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - 例 対応国際規格が「×」で、JIS見直し案の公示予定を「確認」としている場合、(2) 2. の「対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要」に該当していないことをJSAで確認しています。
- ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

3-7. JISの見直しに関する審議



(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 「確認」のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～JIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

3-8. 産業標準作成委員会の審議方法



書面審議：

- ISOlutionsにて資料を配布します。また、賛否及びコメントを提出いただきます。
- 議事録には、原則として、コメント提出者の氏名を記載します。
各委員からのコメントは、事務局にて一覧にし、全委員と共有いたします。

Web審議：

- 原則、Webexで開催いたします。
- ISOlutionsにて資料を配布します。また、事前にコメントを提出いただきます。
- 議事録には、原則として、発言者の氏名を記載します。

原則、書面審議とします（年度初回は対面審議予定）。